

第1回 上市町農業委員会総会議事録

開催日時 令和5年8月4日（金） 午後2時

場所 上市町役場2階 第1会議室

出席委員 12名

1番	富樫 隆	2番	大江 登美江	3番	村上 正毅	4番	林 忠治
5番	碓井 繁	6番	中川 治	7番	山本 裕子	8番	青木 幸男
9番	稲葉 悟	10番	岩城 正治	11番	藤田 秀雄	12番	酒井 喜之

出席推進委員 5名

事務局 出席者

事務局長 酒井 紀明
事務局長代理 米山 洋

議事録署名委員 1番 富樫 隆 2番 大江 登美江

議事日程

1. 開会
2. 会長の挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可審議について
議案第2号 農地法第4・5条の規定による許可申請の意見審議について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について
5. その他
次回委員会の開催予定について
第2回総会
日時 令和5年9月5日（火）午後2時から
場所 上市町役場2階 第1会議室
6. 閉会

14:00 開会

事務局長 それでは、第1回上市町農業委員会総会を開催したいと思いますので宜しくお願いいたします。
只今の出席委員、12名全員12名であります。総会が成立することをご報告いたします。また、推進委員は6名中5名出席していただいております。
それでは、開会にあたりまして、林会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 会長あいさつ

事務局長 はい、会長ありがとうございました。
それでは議事に入りたいと思います。
総会の議事は会長が行うことになっておりますので、宜しくお願いします。

会長 それでは、議事録署名委員の指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は1番の富樫委員さん、2番の大江委員さんひとつ宜しくお願いしたいと思います。本日の会議書記には、事務局職員であります米山さんを指名いたします。宜しくお願いいたします。

事務局長 それでは議案といったことで、これより議事に入らせていただきます。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可審議について」事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 （議案書をもとに説明）

併せまして議案書3ページ目から6ページ目まで申請地見取り図及び現地の写真、調査表の方別で付けておりますので、ご確認いただければと思います。以上です。

会長 はい。ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員より報告をお願いいたします。1●●委員さんと●●推進委員さん、2●●委員さんと●●推進委員さん、3、4●●委員さんと●●推進委員さん、5は7月案件でございましたので事務局の方から説明をいたします。以上で宜しくお願いします。1番からひとつお願いします。

事務局　　こちら7月の案件で、前委員の●●委員さんから非農地証明という形のご発言がありまして、こちら事務局の方で調べました。昨年農地パトロールの時点で、この●●●●の方で非農地判断すればいいんじゃないかという土地が確かにあるにはあったんですが、今回の申請に上がっておりますこの●●●と●●●かな他●●●もう●●●の分なんですけどこちらについては特に非農地証明の案内等をするって形には現状としてはなっておりませんでしたので、一応現状に言うところらについても農地という扱いになると思われま。ただ先ほどちょっと現地確認行く前に近辺の道前通たんですけど、昨年度の非農地の判断した時には森の様状態になってたようなんですが、どうも先月の●●委員さんからの説明にもあったんですけど、地元の方でその大きい木を切られて確かにかなり視界が良くなっております。ただ竹等が生えてる状態にはなってますので、もうこちらについては改めて非農地の判断をすることを行ってもいいのではないかなと思われま。明らかに昨年度、現状が異なっているものですから、こちらについては非農地にするかどうかの判断も今の農地パトロール後ほどご説明しますけれども、農地パトロール等でもう一度委員さん等に見ていただいて判断していただく形にしてみてもどうかと思います。併せてこちらの今審査に上がっております●筆については、あくまでも農地という扱いにして許可させていただいてもいいのかなとちょっと思われま。すいません事務局からは以上です。

会長　　ありがとうございます。ただいまの説明をいただいたわけでありまして、質疑のある方は宜しく発言の程お願いいたします。

委員　　自作が0の方の調査表は、これみんな経営農地はすべて耕作されているっていう報告になっているんですけど、この場合に農機具とかそういうものは調査されましたか。耕作できる状況だったかどうか。あの持たなくてもね農地もらうことはできるんですけど、そこまてちょっともう一度確認しましょうっていう。

会長　　できるはずなんで

委員　　全部だから調査表で経営農地がすべて耕作されておりっていう、この表現も今回こういう場合はちょっと変えていかないと、この方は農機具もみな揃ったと言うような報告を受けてじゃないとだめなんじゃないかなと思うんですけど。そこらた辺の調査や説明させていただいたのかなと。田んぼ動くのはいいがよ、田んぼは田んぼして作られるのはいいがやけどそういう

事務局　　新規の方は一応●●●●を出してもらるかたちにはしてますのはいい。

会長　　そうなんね。それだけ確認したかった。

事務局　　はい。出していただけてます。じゃないとちょっとさすがに今までの要件のあれと違って新しくほんとにするのかなっていうものも思ってしまうので、はい。

委員　　●●●●が出とって、耕作できる場所が

事務局　　そこら辺の判断がちょっと難しいんですけど。

会長　　1、3、4は営農計画は

事務局　　出していただけてます。

会長　　そういうことなんですね。

会長　　それと2の案件で●●委員の方からもあった通りです。

委員　　トラクターは持っておられる。40年程前の。年●●●●回動しているのは見ている。

会長　　そこまてやっておられるならいいがじゃないがけ

委員　　遊休農地に草だらけにならんように

会長　　●●●●も

委員　　そこにあの農地じゃないような状態にされとるんで。人に貸しとって農地じゃないような状態になつとるもんで、ちょっとこのまますんなり申請っていくのかなって。場所がある●町の●●の●●●さんあるじゃないですか。あれの背戸の方に、人目にはつかない。●町に神社あるじゃないですか、神社と遊歩道の間くらい。裏手側。

会長　　そこらたへんは皆さんどうですかね。

事務局　　許可書に適度に管理してください的なものでもちょっと別で付けてでもしょうか。そしたら。譲渡人の理由が、遠方のため保全管理できないってことで●●におられる方に管理していただいていたので今後もって形で申請になっている。

会長　　そこらたへん一筆がほしいですね

事務局　　なにか付けた形で。今●●委員さん言われたとこも含めた形できちっと農地としての取扱いきちっとしてください的なことを何かつけましようかね。

会長　　今言われたとおりそういうな形でどうでしょうかね。一筆いれただくと。ただ3条だから

委員　　●●さんはあと田んぼ少しか持つとられるの。この1枚だけ。ここにある書類では他に●反ほどあるんですけどそれは人に貸しとると。実質どこも手を加えてないんですね。自分で手を加えてないんですね。だけど、経営面積が書いてあるもんで、やっとなことと書いてることが違うと思って訪問した。

委員　　申請書によると畑にしとると。

委員　　なので、●●●●管理しとると書いてあるんですけど、それは実態は人に貸しとって、そこが非農地みたいな管理になつとるもんですんなりいかないんじゃないか。こんな申請に対してそのままオッケー出すとどうなるかなって。私の判断できないのでお願いします。

委員 遑って手続きし直すのが一番いいのかなって思うけど、現実的かどうかわからない。

委員 現状のやつを誰に貸しておろうが自分の土地なんだから、きちんと管理、管理もされとらん方に次の田んぼ買ってもらうとその田んぼがどうなるがかなと不安に思っておられる。これは●●地内かな

委員 今回の名義変更のところは、●●、あ●●です。

委員 ●●の造成許可したでしょう。あこの近く。

委員 その向かいですね。ほぼ向かい。

委員 そこが心配されているということだね。

委員 ここには●●に居られるにかね。●●に居られるということはここに作業には来ておられんがでしょ。誰がやっておられるがけ管理。

委員 ●●●●さんが時たま田起こしされとるが

委員 それは間違いないがけ

委員 はい。今現在も草ぼうぼうになつとるわけじゃなくて

会長 この案件については●●●●は問題ないがでしょ

委員 これはいいがけど、その賃貸しとして●●●●がいいがになつておらんがじゃないかって

会長 3条でありながら3条でないがみたい。●●委員が言われる最初から積み重ねせんとだめじゃないかな。事務局そういう形でどうかな。まあこの案件についてはこれでいいが。

委員 ●●さんが言われ案件についてはきちんと

会長 恐らく3条じゃないような気がするちゃ。だからそこらへんはやっぱり最初からきちんと積み上げていただくと、といったことで皆さんどうだろうかね。

事務局 許可は保留。これについては許可はするけれども、今の●●さん言われる●●●●についてきちっと手続きしてくれという物を付けて出すがにします。

会長 ●●委員それでどうでしょう

委員 条件付きの許可にしましょう

会長 そういった形でどうだろうかね

委員 ●●●●はもう農地ではなくなっているんでしょう現状は。

委員 農地とは言えない

会長 でも登記は田でしょ

事務局 それならそれで4条なり5条の手続きをとってもらうしか

委員 始末書つけて、非農地にするがなら

会長 他の3、4、5については何か意見はありますか。きちんと営農計画等とっていただいて。5番のやつ7月にちょっと延びたんですがどういうものでしょうかね

委員 手続きしていないということであればこれでいいと思います。非農地申請されていなければ

いいですか、3条だからそんなに思うんですが。それでは採決してもよろしいでしょうか。

会長 議案第1号についての、原案通りの許可することに賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。
(挙手)

会長 全員賛成と認めます。議案第1号については原案のとおり許可することにいたします。
では次に、「議案第2号 農地法第4・5条の規定による許可申請の意見審議について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (議案書をもとに説明)
議案書9ページに申請地見取り図と現地写真の方を別で付かせていただいております。併せまして先ほど会長、職務代理、担当地区農業委員さん、推進委員さんと共に現地の確認を行ってきております。以上です。

会長 はい。ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から報告をお願いしたいと思います。1●●委員さんと●●推進委員さん。ひとつ宜しく願いいたします。

委員 見てきたとおりですはい。なにもないです。

委員 はい。あの●●●●●●は今の●●●●●●の空きスペースが足りなくなってきたもので、●●●●●●先にある今回の畑申請地を選んだってところなんで。●●●●●●って言うても、仕入れたあの●●とか仮置きするための●●●●●●って言うことなんで、計画になつとりますんで、●とか●●とか●●●●とか●●とか●●●●すると、雨水については下浸透しますんでこれは問題ないかと思ひます。●●●●農地なつとんがでしようけど、農地転用と権利移転については申請通りで構わんと思ひました。

委員 なにもありません。

会長 はい、どうもありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について質疑のある方の発言をお願いいたします。

●●●●さんの向かいの方で、●●●と●●●の境になるがです。まあ5条になるかと思いますがこの案件にご質問等ありますれば。道路が狭いもんだからね。この5条大丈夫ですか。

それでは採決してもよろしいでしょうか。

議案2号について「意見なし」とすることを賛成の方の挙手を願います。

(挙手)

会長 はい全員賛成ですね。全員賛成と認めます。

議案2号については「意見なし」といたします。

では次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局 (議案書をもとに説明)

合意の成立は●●●●の●●●●●●になります。こちらにつきましては7月の総会の案件で3条申請が出ております。その際に利用権の設定等がありましたもので解約のかたちで、今回届出を出されております。以上です。

会長 はい、ありがとうございました。それでは報告ですが質疑がある方挙手をしていただければと思います。

よろしいでしょうか。以上で報告第1号を終わらせていただきます。

会長 以上をもちまして、第1回上市町農業委員会総会を閉会いたします。

15:30 閉会

この議事録は事実と相違ないことを証明する。

令和5年8月4日

上市町農業委員会
会 長

議事録署名委員

1 番

2 番
